

国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。

旭川医科大学長 吉田晃敏

国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則の一部を改正する規則

国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則（平成16年旭医大達第148号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

| 改正後   | 現行  |
|---|---|
| <p>第1条～第8条（略）<br/>           第3章 <u>役員等</u><br/>           第9条～第15条（略）<br/>           第4章 <u>管理運営組織</u>（新設）<br/>           第16条～第19条（略）<br/>           （削除）<br/>           （削除）<br/>           第5章 本学の組織<br/>           第20条～第26条（略）<br/>           第6章 教授会等<br/>           第27条～第29条（略）<br/>           第7章 <u>職員組織</u></p> | <p>第1条～第8条（略）<br/>           第3章 <u>役員及び役員会</u><br/>           第9条～第15条（略）<br/>           第16条～第19条（略）<br/>           （<u>副学長及び職員</u>）<br/> <u>第20条 本学に、学長を助け、命を受けて校務をつかさどるため、副学長を若干人置く。</u><br/> <u>2 法人に、教育職員、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。</u><br/> <u>3 副学長及び職員に関し必要な事項は、別に定める。</u><br/>           （<u>職員の就業等</u>）<br/> <u>第21条 職員の服務、給与、福利厚生、定年その他就業に関し必要な事項は、別に定める。</u><br/>           第4章 本学の組織<br/>           第22条～第28条（略）<br/>           第5章 教授会等<br/>           第29条～第31条（略）<br/>           第6章 <u>事務組織</u></p> |

（職員）（新設）

第30条 法人に、教育職員、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

2 職員に関し必要な事項は、別に定める。

（副学長）（新設）

第31条 本学に、学長を助け、命を受けて校務をつかさどるため、副学長を若干人置く。

2 副学長に関し必要な事項は、別に定める。

（学科長）（新設）

第32条 旭川医科大学学則（平成16年旭医大達第150号。）第2条に定める医学科及び看護学科に学科長を置く。

2 学科長に関し必要な事項は別に定める。

（専攻長）（新設）

第33条 旭川医科大学大学院学則（平成16年旭医大達151号）第2条に定める看護学専攻及び医学専攻に専攻長を置く。

2 専攻長に関し必要な事項は別に定める。

第34条～第40条（略）

附 則

この規則は、令和3年6月16日から施行する。

**【改正理由】**

新たに学科長及び専攻長を設置することから、所用の改正を行うとともに規定の整備を図るものである。

第32条～第38条（略）